令和6年度社会福祉法人・施設指導監査等実施計画

社会福祉法人(以下「法人」という。)に対する指導監査及び社会福祉施設等(以下「施設」という。)に対する指導、監査等(以下「指導監査等」という。)については、「札幌市社会福祉法人・施設指導監査要綱」(平成9年4月1日付け民生局長決裁)に基づいて行うことを基本とし、今年度の実施計画について以下のとおり定める。

1 指導監查等方針

- (1) 指導監査等は、個々の法人及び施設(以下「法人等」という。)の運営全般について積極的に助言及び指導を行うことによって、以下の各事項(イ、ウ及び工は法人に限る。)の確保を図ることを目的とする。
 - ア 利用者の安全、適正処遇
 - イ 事業経営・運営の透明性
 - ウ 経営組織のガバナンス機能
 - 工 財務規律
- (2) 指導監査等の実施に当たっては、法人等の実情を勘案し、形式的、画一的な指導とならないよう配慮するとともに、是正改善を指導する場合にあっては、法人及び施設の十分な理解と協力を得ることにより、効果的指導監査の実現に努めることとする。
- (3) 令和6年度の指導監査等については、原則、実地において実施する。なお、実地による指導監査等の実施に当たっては、感染症の感染予防に十分に留意することとする。
- (4) 法人等に対する指導監査の周期は、「札幌市社会福祉法人・施設指導監査要綱」のとおりとする。ただし、設立又は開設から3年以内の法人等については、法人等の運営に係る法令等に対する理解をより深めるため、年1回以上指導監査等を実施する。

2 指導監査等の重点事項

令和5年度の指導監査結果及び厚生労働省からの通知等を踏まえ、次の事項について重点事項とする。

- (1) 法人に対する指導監査
 - ア 理事長及び業務執行理事(選任されている場合)が、理事会において、 定款に定める回数以上職務執行に関する報告をしているか。
 - イ 工事、固定資産取得等の契約手続及び履行確認は適正に行われている

か。

(2) 施設に対する指導監査

アー共通

- (ア) 拠点区分間の資金の繰り入れは適正に行われているか。
- (イ) 現金等(利用者預り金を含む。)の管理方法及び残高確認が適正に 行われているか。
- イ 以下の施設については、アの共通に加えて次の事項について重点事項 とする。
 - (ア) 救護施設

身体拘束や虐待等権利侵害が行われていないか。

- (1) 老人福祉施設
 - a 利用者処遇及び人員配置が適切になされているか。
 - b 介護報酬の請求等が適正に行われているか。
- (ウ) 障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所
 - a 利用者処遇が適切になされているか。
 - b サービス管理責任者は、個別支援計画の立案や、計画案の策定に 係る会議等を行っているか(計画原案や会議録があるか)。
 - c 利用者から受領する食事代の設定について、食事提供体制加算を 適切に反映しているか。

(工) 児童福祉施設

- a 乳児院及び児童養護施設
 - (a) 個別支援計画について、ケース会議で合議の上、策定している か。また、利用者への説明・同意を得ているか。
 - (b) 施設運営に当たり、利用者の意見表明の自由の機会が保障されているか。
 - (c) 安全計画を策定しているか。また周知や運用が適正に行われているか。
 - (d) 研修受講やスーパーバイズの機会の確保など、職員の資質向上 のための取組が行われているか。
- b 母子生活支援施設
 - (a) 自立支援計画の策定時において、面談やアセスメントを通じて 母親と子の意見や意向を確認しているか。
 - (b) 施設が職員に求める基本的姿勢や意識、専門性や専門資格を明 示した上で、職員の資質向上のために必要な研修の機会等が計画 的に確保されているか。

- (c) 母親と子が意見や苦情を述べやすい環境となっているか。
- (d) 事故発生対応マニュアル、衛生管理マニュアル等を作成し、職員への周知等が適切に行われているか。また、定期に見直しを行っているか。
- (e) 安全計画及び業務継続計画(BCP)について、職員への周知 や理解の増進が図られているか。
- c 障害児入所施設及び児童発達支援センター
 - (a) 利用者処遇が適切になされているか。
 - (b) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の立案や、計画案の 策定に係る会議等を行っているか(計画原案や会議録があるか)。
 - (c) 園児等の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園 児等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在 を確認しているか。
 - (d) 通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車両の園児等の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認しているか【児童発達支援センター】
 - (e) 利用者から受領する食事代の設定について、食事提供加算を適切に反映しているか。【児童発達支援センター】
- d 保育所及び幼保連携型認定こども園 利用者処遇及び人員配置が適切になされているか。
- e 介護老人保健施設に対する運営指導
 - (a) 利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭にした適正な介護給 付等対象サービスが提供されているか。
 - (b) 介護報酬の請求等が適正に行われているか。

3 前回指導事項の改善状況の検証

前回指導事項に対する改善内容について、継続性及び定着化を図るため確認する。

4 指導監査等の実施時期(予定)

令和6年6月から令和7年2月まで

5 指導監査等の具体的方法

指導監査等は、実地により、次の(1)から(3)に基づき実施する。

- (1) 指導監査等に当たる職員2名以上をもって班編成し、そのうち1名は原則係長職以上の者とする。なお、施設に対する指導監査等における確認項目の担当課は別表のとおりとする。
- (2) 指導監査等に要する時間

原則、法人(主たる事業が保育所及び幼保連携型認定こども園の経営である法人を除く。)及び入所施設(母子生活支援施設を除く。)は全日単位、その他は半日単位で実施する。

(3) 指導監査等資料の事前提出

指導監査等の効率化を図る観点から、事前に資料の提出を求めることと する。なお、事前の提出に当たっては、法人等の過度な負担にならないよ う配慮するものとする。

6 指導監査等対象法人等(令和6年4月1日時点)

次の法人等から、指導監査等を実施する法人等を選定する。

なお、令和6年度中に設立又は開設した法人等については設立又は開設した時期等を踏まえ指導監査等の実施を検討する。

- (1) 指導監査の対象となる法人の数202 法人
- (2) 指導監査等の対象となる施設の数 598 施設。内訳は次のとおり。

ア	救護施設 3 施設
イ	老人福祉施設 · · · · · · · 115 施設
ウ	障害者支援施設 · · · · · · · 27 施設
エ	児童福祉施設 · · · · · · · 405 施設
才	介護老人保健施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・48 施設